

立教大学諸規程集

立教大学編

第 8 編 管理

立教大学個人情報保護規程

施行 2000 年 4 月 1 日
改正

(目的)

第 1 条 この規程は、立教大学(以下「本学」という。)が保有する個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な収集、利用、管理および保存を図り、もって本学における個人の権益およびプライバシーの保護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において「個人情報」とは、本学に在籍・在職したかまたは在籍・在職している、学生・大学院生およびその保証人、ならびに勤務員(非常勤教員、名誉教授、非専任職員等を含む。以下同様。)、本学受験生等に関する情報であつて、本学が業務上取得し、または作成したもののうち、当該情報に関わる個人(以下「情報主体」という。)が識別され、または識別されうるものをいう。

2 この規程において「個人情報管理者」とは、本学の総長、学部長、学科長、事務部長、課長ならびに研究所長等個人情報を管理する立場にある者をいう。

(責務)

第 3 条 本学の勤務員は、情報主体のプライバシーの保護に努めなければならない。

2 本学の勤務員であった者は、在職中に知り得た個人情報を漏えいし、または不当な目的に使用してはならない。

(収集の制限)

第 4 条 個人情報の収集は、本学の教育、研究および諸業務(以下本学の業務という。)に必要不可欠な範囲内に限定するものとする。

2 個人情報の収集は、思想、信条および信教の調査を目的としてはならない。

- 3 個人情報の収集は、適正かつ公正な手段により、情報主体から直接に行わなければならない。ただし、失踪等やむをえない理由により、情報主体から直接に収集できない場合には、第三者から収集することができる。
- 4 個人情報を第三者から収集する場合には、情報主体の権益およびプライバシーを侵害しないよう、十分に留意しなければならない。

(利用および提供の制限)

第 5 条 個人情報の利用は、本学の業務に必要不可欠な範囲内に限定するものとする。

- 2 個人情報は、次に掲げる場合を除き、これを情報主体以外に提供してはならない。
 - (1) 本学の業務に必要不可欠の場合
 - (2) 情報主体の同意がある場合
 - (3) 法令に基づく提供依頼があった場合
 - (4) 前 2 号のほか、情報主体以外への提供基準に合致する場合

(適正管理)

第 6 条 個人情報管理者は、個人情報の安全性および信頼性を確保するため、所管の個人情報(以下「所管情報」という。)の漏えい、滅失、き損および改ざんの防止に関し、必要な措置を講じなければならない。

- 2 個人情報管理者は、所管情報を、その利用目的に応じ、最新の状態に保つよう努めなければならない。

(業務の依頼)

第 7 条 個人情報の取扱いを含む業務を学外に依頼する場合は、個人情報の保護に必要な事項について、約定しなければならない。

(学外要員の受入れ)

第 8 条 前条の規程は、個人情報の取扱いを含む業務のために、学外から要員を受け入れる場合について準用する。

(開示の請求)

第 9 条 情報主体は、自己に関する個人情報について、開示の請求をすることができる。

- 2 前項の請求は、当該請求に必要な事項を明記した文書を、当該個人情報管理者あてに提出して行うものとする。
- 3 第 1 項の請求を受けた個人情報管理者は、当該個人情報を開示するものとする。ただし、開示をしないことに正当な理由があると認められる個人情報については、この限りでない。

(訂正の請求)

第10条 情報主体は、自己に関する個人情報に誤りがある場合に、その訂正を請求することができる。

- 2 前条第2項の規定は、訂正の請求について、これを準用する。
- 3 第1項の請求をうけた個人情報管理者は、当該請求に関わる事実を調査・確認し、速やかにこれに応じるものとする。

(不服の申立て)

第11条 情報主体は、個人情報の取扱いに関し、情報監査委員会に不服申立てをすることができる。

- 2 前項の申立ては、当該個人情報管理者を経て、情報監査委員会宛てに提出するものとする。
- 3 情報監査委員会は、不服申立ての内容を調査し、確認するために調査小委員会を設置することができる。
- 4 情報監査委員会は、本条第3項の調査、確認の結果を当該情報主体に直接通知するとともに、可及的すみやかに総長または学部長もしくは研究科委員長に通告する。

(施行細則)

第12条 個人情報の情報主体以外への提供基準、個人情報の適正管理に関する指針、情報主体による不服申立ての手續など、この規程の施行細則は、情報監査委員会が定めるものとする。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、部長会の議を経て、総長が行う。

附 則

この規程は、2000年4月1日から施行する。